

## 全国通訳案内士の業務において旧姓の使用を認めてほしい

### 1 行政相談

国家資格「全国通訳案内士」試験に合格し、都道府県の窓口で登録申請する際、旧姓での登録を希望したが、受理してもらえなかった。観光庁に申し出たが、全国通訳案内士の業務において旧姓を使用することはできず、旧姓での登録は認められないとの説明だった。

同庁では、①全国通訳案内士の登録申請書には戸籍名を記載する必要があり、業務で使えるのも登録した氏名である、②通訳案内士検索サービスで公開する氏名や、研修を受講する際の氏名も同様である、③登録証には、戸籍名の後ろに括弧書きで旧姓を併記することを認めている、としている。

しかし、全国通訳案内士は、業務を行う前に、案内を受ける者に登録証を提示することとされており、登録証に旧姓を併記した場合、混乱が生じるおそれがある。また、婚姻の有無という不要な個人情報をさらすことになる。

全国通訳案内士の業務において旧姓が使用できるようにしてほしい。また、登録証に記載する氏名と、通訳案内士検索サービスにおいて公開される氏名について、旧姓のみで記載できるようにしてほしい。

### 2 前回会議での主な意見

- 法令において氏名を書くこととされている場合、戸籍上の氏名と解釈するのが一般的ではないか。
- 登録簿は旧姓との併記、登録証は旧姓のみの表記とすることはできないか。
- 登録簿に戸籍上の氏名があれば、同一性の確認はできるので、本人の人格権を考えると、登録情報検索サービスや登録証については旧姓のみの記載を認めるのが昨今の趨勢だと思う。
- 登録情報検索サービスで旧姓で検索して該当する者にたどり着けるようになっているのか。
- 潜在的に旧姓併記を希望している人に認知されないとすれば問題だと思う。登録申請書の様式や登録情報検索サービスを通知に即したものにするというのは、短期的に対応が必要な点ではないか。

### 3 観光庁の対応状況及び見解

- 通訳案内士法では、第 18 条で、「全国通訳案内士登録簿に、氏名、生年月日、住所その他国土交通省令に定める事項の登録を受けなければならない」とされており、その「氏名」は、「戸籍上の氏名」を指す。このため、戸籍上の姓を記載せず、旧姓のみを記載する取扱いとすることはできない。

また、全国通訳案内士登録証は、同法第 22 条において、「第 18 条に規定する事項を記載」とされている。このため、登録証の氏名も戸籍上の氏名を記載することとなる。

一方で、旧姓使用の要望もあったことから、登録を受けなければならない情報とは別に、希望する方に括弧書きで旧姓を併記することを認めている。

- 平成 18 年に発出された事務連絡「登録する氏名に旧姓を用いることについて」

は、登録時に旧姓を併記して差し支えないことを示したものの、旧姓併記の希望の有無の確認方法、実際の記載方法等は各都道府県の判断に委ねている。

- 既に登録を受けた通訳案内士から希望があった場合、登録簿、登録証及び登録情報検索サービスの氏名に旧姓併記することは可能である。
- 通訳案内士登録情報検索サービスの検索画面の「氏名」欄に旧姓を入力して検索すると、旧姓の記載方法によっては、検索しても該当しない場合があるが、改善するには、都道府県における記載方法の統一又はシステムの改修が必要になる。

#### 4 全国通訳案内士の登録等における、旧姓併記に関する都道府県の対応状況

令和3年4月1日現在、全国通訳案内士の登録数が多い上位10都道府県における旧姓併記への対応状況を調査した。その結果は、以下のとおりである。

- 旧姓併記での登録者がいるのは7都道府県
- 上記7都道府県では、旧姓併記を希望する旨の申出を受けて対応している。
- 上記7都道府県における登録簿、登録証及び登録情報検索サービスでの旧姓併記の方法は、以下のとおり。
  - ・ 戸籍上の姓＋（旧姓）＋名（図2の国土（観光）花子）：3都道府県
  - ・ 戸籍上の姓＋名＋（旧姓＋名）（図2の国土花子（観光花子））：1都道府県
  - ・ 本人の希望による：3都道府県
- 上記7都道府県において、旧姓併記を行う場合の確認書類は、以下のとおり。
  - ・ 戸籍謄本、住民票、その他旧姓から現姓に変更したことが確認できる書類を求めると：3都道府県
  - ・ 特に確認書類を求めている：4都道府県
- 旧姓併記での登録者がいない3都道府県のうち、2都道府県は旧姓併記が可能であることを承知していなかったとしている。また、1都道府県は、旧姓併記の希望を受けたことがあるが、登録には至らなかったとしている。
- 今回、旧姓併記への対応状況を調査した10都道府県の中には、「住民票に旧姓が記載されていない場合、どのように旧姓を確認すればよいか、その方法を明確にしてほしい」、「既登録者を旧姓併記に変更する場合、どのような手続を経ればいいのか明らかになっていない。変更手続の方法について周知してほしい」などの要望意見があった。

#### 5 マイナンバーカード、旅券及び運転免許証における旧姓併記の対応状況

マイナンバーカード、旅券及び運転免許証は、氏名等の確認に用いられることもあるが、いずれも登録は戸籍上の姓で行っており、旧姓は併記する扱いとしている。

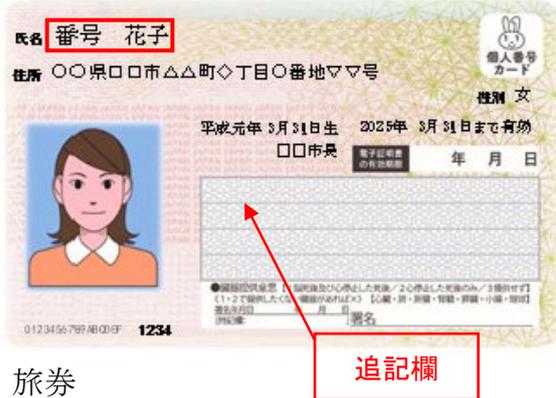
- マイナンバーカード

令和元年11月5日から旧姓併記が可能となった。旧姓併記を希望する場合、市区町村に旧姓が確認できる戸籍謄本等を持参して申請する。

新規にカードの発行を申請する場合、旧姓は、カードの表面及び裏面の氏名欄に、括弧書きで記載される（例：国交〔観光〕太郎）。

また、既にカードが発行されている場合は、カード表面の追記欄に旧姓が記載

される（例：旧氏 観光 令和〇年〇月〇日）。



○ 旅券

令和3年4月1日から要件が緩和され、申請時に戸籍謄本、住民票、マイナンバーカードのいずれかで旧姓が確認できれば、旧姓の併記が可能となった。

記載方法は、ローマ字表記の姓に続けて、旧姓が括弧書きで記載される（例：「GAIMU (TANAKA)」）。

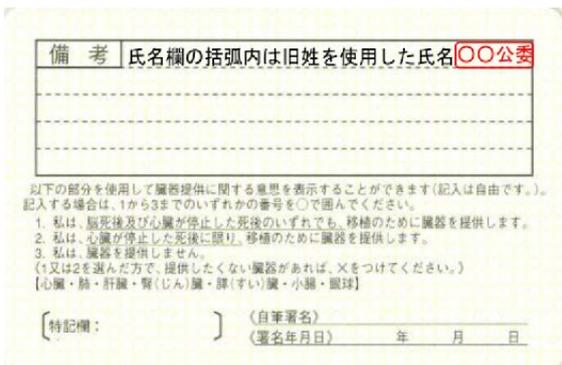


○ 運転免許証

令和元年12月1日から、旧姓併記が可能となった。旧姓併記を希望する場合、運転免許センター等に旧姓が記載された住民票の写し又はマイナンバーカードを持参して申請する。

新しい運転免許証の交付を受ける場合、運転免許証表面の氏名欄に旧姓を使用したフルネームが括弧書きで記載される。（例：日本花子 [東京花子]）

交付済みの運転免許証に旧姓を併記する場合、運転免許証裏面の備考欄に旧姓を使用したフルネームが記載される。（例：旧姓を使用した氏名：東京花子）  
（新しい運転免許証の交付を受ける場合）



(交付済みの運転免許証に旧姓を併記する場合)

氏名	日本花子		昭和61年 5月 1日生
住所	東京都千代田区霞が関2-1-2		
交付	令和01年05月07日 12345		
2024年(令和06年)06月01日まで有効			
免許の 条件等	眼鏡等		
優良	見本		
番号	第 012345678900 号		
二種 平成15年04月01日	大型 平成17年06月01日	中型 平成17年06月01日	普通 平成17年06月01日
二種 平成29年08月01日	大型 平成29年08月01日	中型 平成29年08月01日	普通 平成29年08月01日
			
○○○○○○ 公安委員会 ○○○○ 警察庁			

備考	旧姓を使用した氏名：東京花子 <input checked="" type="checkbox"/> 公委
以下の部分を使用して臓器提供に関する意思を表示することができます(記入は自由です)。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。 1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。 2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。 3. 私は、臓器を提供しません。 (1又は2を選んで方で、提供したくない臓器があれば、Xをつけてください。) 【心臓・肺・肝臓・腎(じん)臓・脾(すい)臓・小腸・眼球】	
特記欄:	(自筆署名) (署名年月日) _____ 年 ____ 月 ____ 日